

令和6年度からの中小企業診断士実務補習に関するお知らせ

一般社団法人 中小企業診断協会

中小企業診断士第2次試験に合格された方は、合格後3年以内に、「実務に従事した日数」または「実務補習を受講した日数」の合計が「15日以上」を満たすことにより、中小企業診断士として経済産業大臣に登録の申請を行うことができます。

令和4年4月1日付けで「中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則」の一部が改正され、実務補習における「診断又は助言を行う対象中小企業者数」が「3以上」から「2以上」に改定されました。（日数が「15日以上」は変更なし）

これを踏まえて指導内容を充実させるため、令和6年度の実務補習より下記のとおりコースを変更いたします。

1. 設定コースの変更

コース	令和5年度まで	令和6年度以降
15日間コース	1企業につき5日間×3企業を診断 … これを1回受講	1企業目8日間+2企業目7日間の2企業を診断 … これを1回受講
5日間コース	1企業につき5日間×1企業を診断 … これを3回受講	令和7年2月実施をもって廃止
8日間コース	コースの設定なし	1企業につき8日間×1企業を診断 … これを2回受講

2. 設定コースの変更時期

実施時期	実施コース
令和6年7月・8月・9月実施分	5日間コースで実施 (東京地区のみ8日間コースと5日間コースで実施)
令和7年2月実施分	15日間コース(8日間+7日間)と8日間コースで実施 (一部の地区では上記2コースのほかに5日間コースも実施予定)
令和7年7月・8月・9月以降の夏期実施分	8日間コースで実施
令和8年2月以降の冬期実施分	15日間コース(8日間+7日間)と8日間コースで実施

3. 実務補習の受講のみで中小企業診断士の登録申請を行うための受講パターン

ケース	受講パターン
ケース1	8日間コースを2回受講
ケース2	15日間コース(8日間+7日間)を1回受講
ケース3	5日間コースを3回受講
ケース4	5日間コースを2回受講+8日間コースを1回受講
ケース5	5日間コースを1回受講+8日間コースを2回受講 補足：8日間コース1回の受講では受講日数が13日にしかならないため中小企業診断士の登録要件を満たさない。

4. 受講料について

会場費等のコスト高騰に伴い、令和6年7月・8月・9月実施分より実務補習の受講料を下記のとおり改定いたします。

- ・ 15日間コース：210,000円（税込み）
- ・ 8日間コース：105,000円（税込み）
- ・ 5日間コース：70,000円（税込み）
（一日当たりの受講料 改訂前：12,000円 → 改訂後：14,000円）

今後もより一層の指導内容の充実に努めてまいりますので、受講者の皆様におかれましては、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

5. 令和6年度の日程について

「令和6年度実務補習の日程について」をご参照下さい。

6. 問い合わせ先

一般社団法人中小企業診断協会 実務補習係 電話：03（3563）0851